

2018年7月31日  
資源エネルギー庁

## 廃棄費用（撤去及び処分費用）に関する報告義務化について（周知）

（※10kW未満の太陽光発電設備を除く）

再生可能エネルギーが我が国のエネルギー供給の大きな役割を担う責任ある電源として、長期安定的な電源となるためには、太陽光発電のパネル廃棄に係る懸念をはじめ、将来の課題に対する備えを着実に行うことが重要であり、そのためには、発電設備の廃棄費用（撤去及び処分費用）を確保していくことが必要です。

現在、FIT 制度の調達価格には既に廃棄費用が含まれており、事業計画策定ガイドラインにおいても、事業終了時の廃棄のために計画策定時に廃棄費用やその積立額を記載することを求めています。また、総合資源エネルギー調査会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の中間整理（2018年5月）においては、アクションプランとして、資源エネルギー庁が2018年度中に「現行のFIT 制度の執行強化にも取り組み、廃棄費用の積立計画・進捗報告の毎年の報告を義務化し、それを認定事業者の情報として公表するほか、必要に応じて報告徴収・指導・改善命令を行う。」こととされています。

こうした点を踏まえ、**7月23日（月）より、定期報告（運転費用報告<sup>※</sup>）の項目に廃棄費用に関する項目を追加し、FIT認定を受けた全ての再生可能エネルギー発電事業（10kW未満の太陽光発電設備を除く。）について、廃棄費用に関する報告を義務化しました。**

FIT 認定事業者の皆様におかれましては、運転費用報告の際に、電子報告サイトの入力フォームにしたがって（紙での報告の場合は様式にしたがって）、廃棄費用の報告をお願いいたします。

### ※ 運転費用報告について

認定を受けた事業については、法令上の認定基準として、発電設備の年間の運転に要した費用の報告（運転費用報告）等を経済産業大臣に対して行うことが義務付けられています。（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号）

運転費用報告の方法については、以下のHPをご覧ください。

➤ 太陽光発電について

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_report.html#htab1](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_report.html#htab1)

➤ 風力発電・地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電について

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_report.html#htab2](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_report.html#htab2)

（注）2017年度以降に新規認定及び変更認定された太陽光発電設備の案件の一部については、ログインID・パスワードの通知及びシステムのデータ変更が済み次第、運転費用報告をしていただきますようお願いいたします。

### お問い合わせ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：太陽光発電について（JPEA 代行申請センター（JP-AC））

0570-07-8210（平日 9:20～17:20）

太陽光発電以外、または太陽光発電で上記回線が繋がらない場合

0570-057-333（平日 9:00～18:00）